

第8回 観音寺市民会館管理運営検討委員会議事録【要約】	日時 平成25年12月20日(金)19:00~20:40
	場所 働く女性の家1階 相談室
出席者	委員8名(欠席3名)、事務局4名、事務局補2名
議題	(1)第7回観音寺市民会館管理運営検討委員会 会議録について (2)組織計画について ①管理運営主体について ②人材配置について (3)収支計画について (4)その他
<p>1. 開会 開会のあいさつ。</p> <p>2. 委員長あいさつ 委員長あいさつ。</p> <p>3. 議題</p> <p>(1)第7回観音寺市民会館管理運営検討委員会会議録について 資料を元に会議録について説明。修正内容を確認の後、内容を承認。</p> <p>(2)組織計画について ①管理運営主体について 管理運営主体について説明。 資料を元に管理運営主体の考え方についての意見を説明。</p> <p>【事務局質問】 ・管理運営手法は直営と指定管理者による運営が考えられるがいかがだろうか。</p> <p>【委員意見】 ・これまでの議論の内容を踏まえると、直営よりも専門性のある指定管理者による運営がよいのではないかと考える。図書館や美術館の場合は学芸員という専門知識を持った人材が必ず配置される。新市民会館においても専門的知識を持っている人材が運営したほうがよりよいのではないか。これまでもそうして欲しいという意見が出ていた。</p> <p>【委員意見】 ・全国における直営と指定管理者による運営の割合を調べてみたのだが、ほぼ半々であった。</p> <p>【委員意見】 ・指定管理者による運営でも財団と民間企業の場合がある。</p> <p>【委員意見】 ・指定管理者による運営とした場合、きちんと地域の要望を受け入れてくれる指定管理者でなければならない。</p> <p>【事務局意見】 ・庁内検討委員会でも市民がないがしろにされるのは困るという意見が出た。もし、指定管理者による運営となった場合は、市と指定管理者で協議しながら進めていく体制は必要であると考えます。</p> <p>【委員意見】 ・これまで議論してきた施設の目的や使命を達成するためには、直営より指定管理者による運営のほうが可能性が高まるのではないかと。</p> <p>【事務局意見】 ・市民利用と自主事業のバランス調整は重要だ。</p> <p>【委員意見】 ・指定管理者の立場から考えると収益を上げなくてはならないので、収益性の高い事業も実施しなければならないのも確かだ。</p> <p>【事務局意見】 ・公の施設は自治体や財団によって運営されていたが、平成15年6月の地方自治法の改正により民間企業が参入できるようになった。導入に際して、民間企業のアイデアやノウハウ</p>	

ウを導入することによるサービスの向上と、より効率的な運営による経費の縮減という2つの効果が期待された。指定管理者制度が導入され10年が経ち、日本全国の施設に様々な民間企業が参入している。しかし、民間企業が管理運営をすることで全てが上手くいくという考え方でいてはいけない。指定管理者制度を導入するならば、これまで議論してきた施設の設置目的・使命・役割をしっかりと指定管理者に伝え、それを実現するための手法についてお互いに理解を深め、管理運営や事業を実施する関係性を築いてゆかなければならない。

- ・指定管理者を誰がどのように選定するかも課題になる。選定する側も経験がなければ優れた団体かどうかを見抜けない。そして、毎年指定管理者がおこなう業務を市や市民が評価し、その内容をもとに是正していく必要もある。
- ・指定管理者による運営の場合、管理運営期限が定められているため5年や7年で管理運営者が代わってしまう可能性がある。しかし、文化芸術活動は長い時間を経て地域に蓄積し根付いていくものだ。管理運営者が中短期的に代わる可能性があるなかで、どのように文化芸術活動を持続させていくかも課題になる。全てを指定管理者に委ねるのではなく、指定管理者が培ったノウハウを市や市民が引き継ぎ、共有していかなければならないだろう。

【委員意見】

- ・丸亀市民会館には評議委員会がある。主体的な文化事業をしていくという目標を掲げているので、こういった組織は必要だと考える。要望だけを言うのではなく、利用者も一緒になって何ができるかを考えることは必要だ。

【委員意見】

- ・直営にしる指定管理者による運営にしる広く市民に関わってもらうことが鍵になる。これまで議論してきたような施設の設置目的や使命を達成させるためには、直営よりは指定管理者による運営のほうがよりよいと考える。

【委員会回答】

指定管理者による運営を強く希望する。

(2)組織計画について ②人材配置について

資料を元に人材配置について説明。

【委員意見】

- ・専門的な知識を持った人材を配置された場合、可能であればアナウンスや受付スタッフや技術スタッフに興味がある市民ボランティアを募集しワークショップを開催して市民を育成して欲しい。修練を積んだ市民も市民会館の活動に参加ができるようになればと思う。

【事務局意見】

- ・舞台技術ワークショップを開催している事例は全国にもある。先日、事業計画に関して議論をしたが、そのなかの育成事業に盛り込んでいけると考える。

【委員意見】

- ・育成講座を開催し市民スタッフを育ててゆくことは必要だと思うが、統制された組織のなかでおこなわれるべきだと考える。

【委員質問】

- ・舞台照明や音響の技術スタッフになるための国家試験などはあるのか。

【事務局回答】

- ・国家試験はないが、各団体による認定試験がある。舞台音響の場合は音響技術者能力検定というものがある。

【委員質問】

- ・市民が最新の機器を使えるようになるためには、最新の技術を持っている人材を呼んで指導してもらうかたちをとらざるを得ないということか。

【事務局回答】

- ・劇場は特殊設備が多く専門性が高い施設である。こういった施設を運営していくためには、

しっかりとした経験や職能を持った人材を配置すべきである。

【委員意見】

- ・ひとつの標準として10名～15名の人材が必要ということだが、これはやり方によって変わってくるだろう。

(3)収支計画について

資料を元に収支計画について説明。

【委員質問】

- ・旧市民会館の収支はどうだったのか。

【事務局回答】

- ・旧市民会館は貸館のみで、職員は市の職員が2名、嘱託2名、臨時1名、計5名。人件費も含め、年間の収支は▲3,000万～▲3,500万であった。

【委員質問】

- ・資料にある収支想定額は、あくまで最大で見積もった場合ということだろうか。

【事務局回答】

- ・そうである。例えば、人件費は市職員の平均年齢が高いので額面も高くなっている。実際にはここまで高くはならないと想定している。

【委員意見】

- ・指定管理者による運営にした場合は経費縮減が期待できる。応募の際に経費削減について提案をする団体もある。資料にある収支想定額を下まわる可能性が高い

【委員質問】

- ・指定管理料というのはどのように決まるのか。

【事務局回答】

- ・応募の際に提案をしてもらう。

【事務局意見】

- ・提案金額の安さだけで判断するのではなく、事業の内容や人員や技術者の程度を総合的に審査し判断することになるだろう。
- ・競争力を高めてよりよい指定管理者を選定するためには、複数の企業が応募してくれるような工夫も必要。

【事務局意見】

- ・新市民会館は貸館事業だけではなく自主事業も実施していく。将来を担う若者を育成するための投資であるということを強調していきたい。

(3)その他

【事務局説明】

- ・第9回検討委員会は1月28日(火)19時から働く女性の家1階相談室で開催を予定している。これまでの議論の確認をおこない、追加があれば意見を頂きたい。

4. 閉会

閉会のあいさつ。

以上